



令和3年9月 益城町彼岸花街道

『百聞は一見に如かず 百見は一体験に如かず』

仲秋の候、皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしのこととお慶び申し上げます。

今月のテーマは『百聞は一見に如かず、百見は一体験に如かず』です。私の幼いころの経験に当てはめてみますと、自転車の乗り方や泳ぎ方をどれだけ教わっても、あるいは人が泳ぐのを見たり自転車に乗っている姿を見ても、自分の身体で実際に体験してみないと泳いだり自転車に乗ったりはできない、というのが原点にあります。興味のあることに対しては食べてみる、飲んでみる、行ってみる、ことによって初めて自分のモノになります。

私は旅行が一番の楽しみですが、まさに旅行こそが体験そのものです。随分昔、兼高かおるの世界の旅、のTV番組に触発された所為だと思います。旅行の体験には多くの強烈な思い出があります。まずブータンの思い出から。7階建てビルのホテルにエレベーターがなかったこと、車が行き交う道路のあちこちに犬が寝そべっていたこと、2年前の豪雨で崩れた道路工事を大勢の人がショベルでやっていたこと、日本では高価なあまり滅多に口にできない松茸がタダ同然であったことなど・・・また25年前、フィンランド大使館に勤務していた同級生からの誘いで訪ねた冬のヘルシンキではマイナス30度の体験。10年ほど前に行ったモロッコでは夏の63度の体験。ペルーでは標高3800Mのクスコでの息苦しい体験・・・

旅行に行きたくても行けない昨今ですが、身体全体で体験した懐かしい記憶をたどりながら楽しんでます。

皆様のご健勝と事業の更なるご繁栄を祈念申し上げます。

今月の一首『白川の 土手に 朱色の 曼殊沙華 彼岸の頃に いつもの処に』



令和3年10月吉日 所長 隈部幸一

月季 様

熊本市中央区下通 1 丁目 5-23 小原ビル 4 階
tel 096-356-1050



今回は和食料理店の『月季』をご紹介します。下通りから酒場通りに入ったビルの 4 階に店舗があり、今年 10 月で 16 周年を迎えられます。昨年 1 月に同ビルの 5 階から 4 階へ移転され、カウンター席メインの店舗になり、マスターが料理を作る姿を間近で見ながら、季節のてんぷらやお刺身、お料理に合う地酒をいただくことができます。

この度、熊本県が推奨する「熊本県感染予防認証店」を取得されました。コロナ感染の状況により営業自粛や休業中の場合がありますが、今後も感染予防対策を徹底してまいりますので、お店を探される際は是非ご検討ください。

ご自宅で、月季の味を楽しみたい方にはテイクアウトやお弁当をおすすめします。旬の食材を使ったお弁当や押し寿司、新鮮なお刺身、おつまみのテイクアウトなど、お好みに合わせて内容を考えてまいります。

彩り豊かで目でも楽しめる逸品です。テイクアウトやお席のご予約は、**096-356-1050** までお電話ください！



西東和哉



☕ Coffee Break

秋になりましたね！

食欲の秋・読書の秋・スポーツの秋…
様々な秋をそれぞれで楽しんでいるかと思いますが、私個人としては「買い物の秋」の真っただ中です。



秋は可愛い服も新作のコスメも沢山！最近すっかり通販にはまってしまった私の物欲は高まる一方です。

新しいお財布にバッグ、筆箱やコート…。家には週に 1 回くらい私宛ての荷物が届いています。荷物が届くたびに、実物はどんな感じなんだろう？似合うかな？可愛いかな？とワクワクしながら開けています。それが通販の楽しみでやめられなくなり、見事に沼にはまってしまいました。はまると同時に家族からは呆られています^^; まだまだ秋は始まったばかりですが、後々後悔をしないように、少しずつ物欲は抑えていこうと思います。買い物の秋はひとまず終了です。

今後は買い物の秋だけでなく、たくさんの秋を楽しんでいきたいと思っております！



古庄加奈

NEW Kizuna's Info

暦年贈与見直しか？！

暦年贈与（年間 110 万円までが非課税となる贈与）の見直しが検討されています。欧米では相続税と贈与税が一体化されており、日本もこの国際標準にそろえようという考えによるものです。そうなれば、今後 110 万円の贈与を繰り返しても相続税の節税効果は、これまでのように期待できなくなるかもしれません。

暦年贈与の見直しは、次のような改正案が検討されています。
① 暦年贈与を廃止して、相続時精算課税のみに一本化する。
② 暦年贈与は存続するが、相続発生前 10 年以内あるいは 15 年以内の贈与を相続税の計算に持ち戻す（現在は、相続発生前 3 年以内の贈与を持ち戻す）。さらに、次段階では③ 教育資金や結婚・子育て資金の一括贈与の廃止も検討されているようです。現預金や自社の株式を暦年贈与で移転している方は少なくありません。まだ改正が決まっていないとはいえ贈与を検討されている方は、できるだけ早期に監査担当者又は当事務所へご相談ください。